

各論 1

**「組織強化」を進め、3年後の「1000万連合」実現に全組織が結集し、
社会連帯を高めて、次代の運動への橋渡しとなる2年とする**

【組織拡大に向けた連合全体の戦略と体制の構築】

1. これまでの「1000万連合」の取り組みの総括を踏まえ、各組織が相互に目標を再確認するとともに、2020年の目標実現に向けた戦略と具体的な取り組みについて連合全体で共有し、取り組む。

また、働き方改革の推進には集团的労使関係の構築が不可欠であることを組織内外に伝える。特に構成組織は、加盟組合が企業内の未組織労働者とグループ内の未組織企業などを組織化するように指導する。あわせて、雇用の流動化と断片化を労働者の危機と認識し、戦略的な組織拡大の取り組みと将来に向けた対応について検討する。

(1) 連合本部は、組織率の低い産業・業種・職種や全国規模企業を中心に、組織化戦略の立案と実践を行う。その際、構成組織と地方連合会で組織化を実践している実務担当者とともに、具体的な組織化に向けた連携・連動をはかる。また、従来のオルガナイザー養成に加え、構成組織・地方連合会において、具体的な事案に関する組織化の指導と連携ができる人材を、組織拡大の実践を通じて養成する体制をつくる。

あわせて、経営者団体や業界団体などと連携し、連合がめざす労使関係への理解を深める。

(2) 構成組織は、加盟組合に対して同じ職場で働く非正規労働者と未組織の子会社・関連会社、取引先企業などを拡大対象に定め、具体的な計画を作成して組織化を進める。また、社会的影響力を考慮し、全国規模の大手未組織企業の組織化を進めるとともに、組織拡大専従者の育成・配置と地方組織の体制強化に取り組む。

(3) 地方連合会は、労働相談からの組織化に加え、各地域に本社のある企業を組織化対象に定め、連合本部・構成組織と連携して取り組むとともに、組織拡大専従者の配置を含め組織拡大の体制強化に努める。

また、地域の経営者団体などと連携し、連合がめざす労使関係への理解を深める。

(4) 2020年までの「1000万連合」実現に向け、連合島根組織拡大推進委員会において「組織化ターゲット」を定め、連合本部・構成組織との連携強化を図りながら取り組みを進める。2018～2019年度は、3,000人の組織拡大を目標とし連合島根「34,000人」を目指す。

組織拡大担当役員の配置については、本部における検討を踏まえ、必要に応じて「組織・財政検討委員会」で協議する。

(5) 6月の全国一斉組織拡大集中月間の取り組みを強化し、世論喚起の行動や企業、組織訪問などを実施する。

(6) 構成組織や島根退職者連合などと連携し、退職者の組織化と組織の充実を図り、

「現退一致」の運動を進める。

【「組織強化」の前進と持続可能な中央・地方の運動の確立】

2. 組織・財政の継続課題の解決に取り組むとともに、将来に向けて連合運動を持続・発展させるために、運動を支える資源を有効活用し、全国組織としての連携を強める方向で、ガバナンス（組織統治）を機能させる。あわせて、次代を担う組合リーダーの中長期的な育成に取り組み、連合運動の強化をはかる。

（1）連合運動における組織強化に向けた組織委員会からの報告を踏まえ、組織・財政の継続課題の解決に取り組む。特に、地方連合会未登録への対応、組合員の所在地把握、友好参加組織の正式加盟、地方連合会特別参加組織の構成組織加盟などについて、確実に前進させる。

あわせて、将来の連合運動の重点化や「選択と集中」、財政のあり方などを総合的に検討し、実行につなげる体制を確立して着実な前進をはかる。

（2）組合リーダーの育成に向けて、独自の教育活動が困難な構成組織・地方連合会を対象に、構成組織・単組・地方連合会の若手役職員に、労働運動の基本や連合の役割などを伝える教育機会を設ける。また、連合「教育活動および労働教育を推進するための連合指針」にもとづくサポート機能を強化するとともに、構成組織は、加盟組合の中長期的な人材の活用と育成に向けて働きかけを行う。

あわせて、青年の組合リーダーを育成し、また青年組合員の連合運動への参加意識を高めるため、「連合ユースフォーラム」を実施するとともに、「青年活動（ユースター）委員会」で検討・協議し、青年の声を連合運動に反映させる。また、地方連合会の青年委員会リーダーを招集して「全国青年委員会委員長会議（仮称）」を開催し、連合運動に対する理解を深め、好事例の水平展開による青年活動の活性化をめざす。

（3）連合内の情報伝達機能を強化するため、月刊『連合』を、構成組織・地方連合会のみならず、すべての単組・支部・地協に届くよう、さらなる購読拡大への協力を要請する。あわせて、連合本部から直接、単組・支部・地協に届けるメールマガジンのアドレス登録件数を拡大し、2年間で全単組・支部・地協役職員のアドレス登録をめざす。また、会員向けサイトである「RENGO-NET」を、連合のネット上の資料室として再整理を行う。

（4）役員のスキルアップを図るため、連合や関係団体が主催する研修会へ積極的に参加するとともに、構成組織は研修会を開催する。また、連合運動の理解を深めるため、構成組織から要請があれば講師を派遣する。

（5）組織拡大・強化を進めることと、「地域に根ざした顔の見える運動」を進めるうえで、労働相談への対応と労働相談からの組織化は、大変重要な取り組みである。アドバイザーのレベルアップのため連合島根は、本部が企画する講習会へ積極的に参加し、労働相談対応者の育成とスキルアップに努める。

（6）青年（男女）組合員の連合運動への参画意識を高め、組織強化につなげるための

「連合ユースフォーラム」に参加する。

連合島根は、引き続き青年（男女）組合員の労働組合活動への参加強化や意識高揚のため交流研修会を実施し、活動を積み上げていく。

（７） 青年及び女性委員会の体制強化と、地域協議会の青年及び女性委員会体制を確立し、各地域で単組の青年女性組織と連携を図る。

（８） 毎月５日の「連合の日」の取り組みとして、①ラジオCMの実施、②連合島根メールマガジンの発行をおこなう。また、SNSやインターネットを活用した情報発信力の強化をはかることとし、「連合島根 facebook」とホームページの充実を図る。

【地域に根差した顔の見える運動の前進】

３．組合員の参加にもとづく地域の連合運動を前進させるとともに、将来への地域運動の発展に向けた検討を行う。

（１）「地域に根ざした顔の見える運動」の推進に向けて、地方連合会と地域協議会は、連合組合員が地域活動に参加・関与する機会を増やすとともに、地方構成組織や加盟組合に対して、一層の参加を呼びかける。そのため、構成組織は、地方構成組織や加盟組合が連合運動に参画するための環境づくりを強化する。

また、地方連合会と地域協議会は、諸団体との連携などを通じ、地域のすべての働く者や生活者から信頼され、存在感のある運動を構築する。

（２）将来への持続可能な地域運動の推進に向けて、連合本部は、「地方連合会・地域協議会の組織と活動に関する調査」結果を踏まえて、「260 地協」の現状を把握し、検証を行う。また、地協の体制や活動のあり方などについて検討し、結論を得る。

（３）連合島根は、これまでの５つの運動、①組織拡大、②中小・地場組合への支援、③政策・制度実現、④地域における社会参加活動、⑤政治活動を中心にして活動を展開する。

（４）各地域協議会は、①組織拡大②中小・地場組合支援③交渉機能④政策提言⑤政治活動の５項目を優先項目として運動を進める。また「地協の果たす具体的な１２の機能（注１）」を、地域の実態に応じて、島根県労福協（地区労福協）・中国労金・全労済やNPO団体との連携を図り取り組むこととする。

（注１）１２の機能：「第３次組織財政確立検討委員会答申（2011. 6）」

地協機能〈最低実施基準（第１ステップ）〉

①政策提言機能 ②政治活動機能 ③生活相談機能 ④組織拡大機能
⑤交渉機能 ⑥中小労組支援機能 ⑦中小・地場企業支援機能

地協機能〈第２段階基準（第２ステップ）〉

⑧専門家やNPO・ボランティア団体とのネットワーク機能 ⑨共済機能
⑩退職者の拠り所機能 ⑪働く人の街づくり機能 ⑫就労支援機能

（５）連合運動を県内全域において展開するため、各地協傘下の地区会議体制の整備を

進めることとし、引き続き、安来地区および鹿足地区における体制整備を進める。
なお鹿足地区の体制整の一環として「益田地区会議」の名称を、「益田・鹿足地区
会議」に変更する。

- (6) 少子高齢化の進む県内全域において、子育て支援、高齢・障がい者支援、環境保
全、地域振興など様々な地域課題の解決促進を目的に、NPO 団体等とのネットワー
クづくりを進め、組合員の参画による運動推進を目指す。
- (7) 県内各地に設置している「連合島根常設 PR スポット」については各地協・地区
会議の協力を得て、早期に県内 100 箇所設置を目指す。
- (8) 社会貢献運動として、各地域協議会および地区会議で各地域の特性や地域課題に
応じた活動を推進することとし、①NPO 活動支援事業、②地域福祉支援事業（社会
貢献活動）、③自然環境保全事業（列島クリーンキャンペーン）に取り組む。

【社会的な連携や発信を通じた運動の創造】

4. 連合運動および労働組合への理解を深め、社会的な認知を高めるために、各種団体
との連携や社会的な発信に向けた取り組みを強化する。

- (1) 連合および労働組合を広く社会に周知するため、SNSやWebを活用した情報
発信強化およびメディアへの対応を強化する。また、構成組織・地方連合会におけ
るSNS活用を積極的に進めるとともに、2年間で全地方連合会の Facebook など
の開設を支援する。さらに、各種イベントや公式キャラクター・ユニオニオンの
活用により、労働組合や連合と接点が少ない層に向けたPR活動を展開する。
- (2) 社会に向けたワークルールの理解促進をはかるため、「ワークルール検定」を引
き続き開催するとともに、社会的意義・ニーズの高まりを受けて、2020 年秋の 47
都道府県での一斉開催をめざし、そのための環境整備とPRの強化をはかる。
- (3) 組合員一人ひとりが参加し、より良い社会を創るための「支え合い・助け合い運
動」の基盤を整備し、実践をはかる。そのことで、連合がめざす社会の実現に向け
た運動として構築し、次代の運動論につながる取り組みとする。
- (4) 連合運動の推進と社会的な行動力の強化、労働者福祉の充実につなげるため、4
団体をはじめとする他団体との連携をはかる。また、中央・地方における様々な関
連団体を通じた、労働者福祉、退職者、政治、平和、国際関係などの分野で志を同
じくする様々な関連団体との事業や活動について検証し、資源の有効活用と運動の
発展につなげる。

【平和運動の推進】

5. 連合は、世界平和の実現のため、①在日米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の抜
本的見直し、②核兵器廃絶と被爆者を対象に国家補償にもとづく被爆者支援の実現、

③北方領土返還要求運動を重点に領土問題などに関係団体と連携しつつ取り組む。なお、在日米軍基地のあり方などを含めた安全保障問題について、引き続き議論を行っていく。

6. 連合は、2020年に開催予定のNPT再検討会議に向けて、政府に対し唯一の被爆国として核兵器廃絶に向けた合意形成と外交努力を求めるとともに、原水禁、KAKK I Nとの3団体による統一取り組みの強化をはかり、ITU C(国際労働組合総連合)や平和首長会議と連携し、NPT加盟国の拡大を求め、官民一体となった運動を展開する。

7. 連合島根は、連合本部が主催する平和行動 ①6月オキナワ ②8月ヒロシマ、ナガサキ ③9月根室での平和行動に積極的に参加する。

8. 竹島の領土権確立に向けた運動は、連合本部・連合中国ブロックと連携し取り組むこととし、他地方連合会への情報提供など全国に向けた啓発活動を積極的に行う。

【人権・連帯活動の強化】

9. 人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて部落解放中央共闘会議と連携した各種行動、学習会に取り組む。就職差別の撤廃に関しては、「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」の結果を踏まえ、構成組織・地方連合会と連携し、啓発活動を強化するとともに、加盟組合の職場実態を把握し労使協議や事務折衝などの具体的是正に向けた取り組みを行う。北朝鮮による日本人拉致事件について、拉致被害者の早期解放、実行犯の引き渡しなどを求めるために関係団体と連携し、世論喚起や学習会に取り組む。

10. 「連合・愛のカンパ」について、引き続き組織全体で取り組み、支援内容の充実に努める。また、NGO、NPO団体が行う事業へのフォローアップ活動として、現地視察の実施や構成組織・地方連合会との連携強化に取り組む。

11. 連合政策・制度の実現のため、特に国民的課題について、労福協、労金、全労済やNGO、NPOなど志を同じくする様々な組織・団体と連携・連帯しつつ社会運動を喚起し、取り組みを積極的に進める。

12. 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに対し、誰もが参加可能な共生社会の実現に向け、連合本部と連合東京が連携して協力体制を構築する。組合員に対するパラスポーツの周知活動に取り組むとともに、ボランティアの派遣に向けて検討する。

【被災地支援および自然災害への取り組み】

13. 東日本大震災や熊本県を中心とする九州地震の被災地における地方連合会との定期的な連絡体制のもと、復興・再生に向けた取り組み・支援を継続する。

14. 東日本大震災で被災した地域の振興・再生に向け、被災地の地方連合会と定期的な連絡体制をとるとともに、連合島根主催の各種行事等で被災地産品を積極的に活用するなどの支援活動を継続する。
15. 県内および中国地区での自然災害発生の際に、連合のスケールメリットを活かしたボランティア支援などの連帯活動を組織的に実践するため策定した、連合島根「ボランティア基本計画」に基づきボランティア派遣など積極的な対応を図る。
また、連合鳥取・徳島・高知と締結した相互支援協定に基づき支援体制等の整備を進める。